

専門業務型裁量労働制に関する労使協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第38条の3第1項に基づき、裁量労働によるみなし労働時間制（以下「裁量労働制」という。）について、次のとおり協定する。

（適用対象業務及び適用対象職員）

第1条 裁量労働制を適用する業務及び勤務する職員の範囲は、公立大学法人会津大学職員就業規則第2条第2項に規定する教員のうち、法人において教授研究の業務(主として研究するもの)に従事する者(以下「裁量労働勤務者」という。)とする。

（裁量の範囲）

第2条 裁量労働勤務者については、始業・終業時間並びに教育研究業務の内容、方法及び時間配分を本人の裁量に委ね、その決定に関し具体的な指示は与えないものとする。

ただし、法人が実施する授業、入試、諸会議及び研修並びにこれらに直接関連する業務又は服務規律に関する指示等についてはこの限りでない。

（事前の同意）

第3条 裁量労働制を適用するに当たっては、事前に本人の同意（以下「本人同意」という）を得なければならない。本人同意を得るに当たっては、法人は、裁量労働制の制度の概要ならびに同意しなかった場合の処遇について説明するものとする。

（不同意者の取扱い）

第4条 法人は、本人同意をしなかった者に対して、同意をしなかったことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（同意の撤回）

第5条 本人同意をした者は、撤回申出書を事務局総務予算課に提出することにより、同意を撤回することができるものとする。

（みなし労働時間）

第6条 裁量労働勤務者が所定労働日に勤務した場合は、1日7時間45分労働したものとみなす。

（週休日、休日及び深夜の労働）

第7条 裁量労働勤務者が、業務上の必要があり、あらかじめ理事長の指示を得て週休日又は休日に勤務した場合には、振替日又は代休日を与えるものとする。

2 裁量労働勤務者が理事長の指示により午後10時から翌日午前5時までに勤務（以下「深夜勤務」という。）した場合には、その勤務時間はみなし労働時間に含めない。

3 裁量労働勤務者が理事長の指示により深夜勤務をした場合は、公立大学法人会津大学職員給与規程第17条の定めるところにより、超過勤務手当を支給する。

4 第2項に定める深夜勤務については、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があ

る場合を除き、理事長は指示しないものとする。

(休憩時間)

第8条 裁量労働勤務者の休憩時間は、業務の遂行状況を勘案し、各自取得するものとする。

(裁量労働勤務者の健康と福祉の確保)

第9条 裁量労働勤務者の健康と福祉を確保するために、法人は必要に応じて、次の措置を講ずるものとする。

- 一 法人は、勤怠管理システム等の記録により、裁量労働勤務者の労働時間を把握する。
- 二 1か月のみなし労働時間を除いて勤務した時間が60時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた裁量労働勤務者から産業医等の面接指導の申出があった場合は、産業医等の面接指導を受けさせなくてはならない。
- 三 年次有給休暇使用計画書及び年次有給休暇時季指定簿を活用し、年次有給休暇の取得を促進する。
- 四 心とからだの健康問題について健康窓口を設置する。

(裁量労働勤務者の苦情の処理)

第10条 裁量労働勤務者は、法人に対し裁量労働に関する苦情を申し立てることができる。

- 2 前項に定める苦情については、事務局総務予算課で処理する。
- 3 第1項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について調査を行い、適正かつ必要な措置を講じるものとする。
- 4 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるものとする。

(記録の保存)

第11条 法人は、裁量労働勤務者の労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意及び同意撤回の労働者ごとの記録をこの協定の有効期間中及びその後3年間保存するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は2024年4月1日から適用し、有効期間は2027年3月31日までとする。

2024年4月1日

公立大学法人会津大学理事長 東原 恒夫 印

会津大学過半数代表者 中里 直人 印

(様式1/Form1)

専門業務型裁量労働制の適用を受けることに関する同意確認書
Consent to Apply Discretionary Work System for Specialized Job-Types

年 月 日

Date:

公立大学法人会津大学理事長 様

To: Chairperson of the Board of Executives,
The Public University Corporation, the University of Aizu

(氏名)

(Name)

1 私は、専門業務型裁量労働制の適用に同意します。

I consent to the application of the Discretionary Work Systems for Specialized Job-Types

2 私は、専門業務型裁量労働制の適用に同意しません。

I DON'T consent to the application of the Discretionary Work Systems for Specialized Job-Types

※上記1または2のどちらかに○をつけ、提出してください。

なお、本同意はいつでも撤回できます。

Note: Please circle either 1 or 2 above and submit.

This consent may be withdrawn at any time.

(様式 2/Form2)

専門業務型裁量労働制に関する同意の撤回申出書
Withdrawal of Consent Regarding Discretionary for Specialized Job-Types

年 月 日

Date:

公立大学法人会津大学理事長 様

To: Chairperson of the Board of Executives,
The Public University Corporation, the University of Aizu

(氏名)

(Name)

私は、専門業務型裁量労働制の適用を受けることに同意しましたが、その同意を撤回します。

I withdraw my consent to be applied for Discretionary for Specialized Job-Types.